

## A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業 企画提案公募要領

### 1 趣旨

本要領は、A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業の受託者を決定するために行う企画提案募集に必要な事項を定めるものである。

### 2 公募内容

#### (1) 委託者

福岡県

#### (2) 委託業務名

「A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業委託業務」

#### (3) 業務内容

別添1「A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業委託業務仕様書（以下、「業務仕様書」という。）」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### (5) 委託費の上限

4,185千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 応募資格

業務仕様書に定める「A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業委託業務」（以下、「委託業務」という。）に必要な業務を行うことが可能である法人その他の団体であり、次のいずれの要件も満たしていることを要する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団

- 員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
  - (6) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないよう管理・運用を行うことができる者であること。

#### 4 スケジュール

令和8年3月25日（水曜日）	募集開始
4月6日（月曜日）	質問受付締め切り
4月10日（金曜日）	質問に対する回答
4月24日（金曜日）	企画提案書締め切り
5月中旬	審査結果通知
5月中～下旬	契約締結

#### 5 質問の受付及び回答

本企画提案公募要領及び業務仕様書の内容等について疑義がある場合には、別紙1「質問票」により下記のとおり提出するものとする。

また、回答については、質問者がわからないようにして福岡県ホームページに掲載する方法により行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対して個別に回答する。

なお、回答日は令和8年4月10日（金曜日）を予定している。

(1) 提出期限

令和8年4月6日（月曜日）17時まで

(2) 提出方法

電子メールによる

併せて、質問票を送信したことを5(3)の提出先に電話連絡すること

(3) 提出先

福岡県環境部産業廃棄物監視指導課 廃棄物指導第一係

メールアドレス：kanshido@pref.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-643-3397

#### 6 企画提案書類の提出

別添2「企画提案書作成要領」に基づき、下記のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案応募書（様式1）
- イ 法人等の業務履歴（様式2）
- ウ 企画提案書
- エ 定款又は寄付行為  
（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）
- オ 登記簿謄本  
（原本、発行から3カ月以内のもの。なお、法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）
- カ 決算書等の経営の内容がわかる書類（令和6年度以降のもの）
- キ 応募者の業務概要がわかる書類（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金曜日）17時まで（必着）

(3) 提出先（問合せ先）

福岡県環境部産業廃棄物監視指導課 廃棄物指導第一係 松添  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
電話番号 092-643-3397  
ファックス 092-643-3365  
電子メール kanshido@pref.fukuoka.lg.jp

(4) 提出方法

上記4(3)の提出先に持参、郵送（簡易書留等送付履歴がわかる方法）又は宅配便により提出すること。

なお、封筒等の表に「企画提案応募書在中」と朱書きすること。

(5) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※ 企画提案応募書（様式1）は、正本にのみ添付すること

※ 副本の提出書類は全て写しで構わない

## 7 企画提案書類の審査

企画提案書類の審査は下記の方法により行う。なお、審査結果については、令和8年5月中旬を目途に文書で通知する。

(1) 審査方法

別添3「AIを活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業受託候補者選定審査実施要領」（以下、「審査実施要領」という。）により受託候補者を選定する。なお、審査にあたりヒアリングを実施することがある。

(2) 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合であっても、審査実施要領により審査を行い、受託候補者として選定するか否かを決定する。また、企画提案者がいない場合は、事業内容等を見直し、再度公募を行う。

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 契約の締結

県は、受託候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は受託候補者として選定された者を行うが、合意に達しない場合は、審査による評価点数が次順位のものとの協議を行うものとする。

(2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき改めて作成された仕様書により、受託候補者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県と受託候補者において協議を行うものとする。

(3) 契約保証金

契約にあたっては、福岡県財務規則第169条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として契約締結までに県に納めることとする。

なお、県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去2年間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等は、契約保証金が減免される場合がある。

(4) 委託料

事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金、保健料等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費は対象外とする。

#### (5) 誓約書の提出

契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出することとする。

※ 契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を直ちに解除するとともに違約金を徴収する。

### 9 その他

- ・ 企画提案書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書類は返却しない。
- ・ 提出後の企画提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。企画提案書類の提出後に辞退する場合は、その旨を速やかに連絡するとともに「提案参加辞退届（様式3）」を提出すること。